

北播磨総合医療センター企業団奨学金貸与条例施行規程

〔平成24年2月13日〕
〔企業管理規程第1号〕

改正 平成31年3月1日 企業管理規程第3号

令和7年10月1日 企業管理規程第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、北播磨総合医療センター企業団奨学金貸与条例（平成24年北播磨総合医療センター企業団条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与申請書類)

第2条 条例第4条第1項に規定する奨学金の貸与の申請（以下「奨学金貸与申請」という。）に必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 連帯保証人届（様式第3号）
- (4) 履歴書
- (5) 条例第2条第1号に規定する看護大学等（以下「看護大学等」という。）又は同条第2号に規定する看護系大学院（以下「看護系大学院」という。）に在学している者にあつては当該看護大学等又は看護系大学院の在学証明書、当該看護大学等又は看護系大学院に入学を予定している者にあつては当該看護大学等又は看護系大学院の入学の予定を証する書類
- (6) 看護大学等又は看護系大学院に在学している者又は入学を予定している者のうち、貸与申請の日前1年以内において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校、専修学校及び各種学校（以下「学校等」という。）に在学していたものは、当該学校等が発行した学業成績証明書

(貸与決定通知)

第3条 企業長は、奨学金を貸与することの可否を決定したときは、奨学金の貸与の申請をした者に対し、奨学金貸与決定（不承認）通知書（様式第4号）により通知する。

(貸与月額の変更)

第4条 条例第6条第2項に規定する奨学金の貸与の月額（以下「貸与月額」という。）の変更は、奨学金貸与月額変更申請書（様式第5号）を企業長に

提出して行うものとする。

- 2 企業長は、貸与月額を変更することの可否を決定したときは、前項に規定する申請書を提出した者に対し、奨学金貸与月額変更決定（不承認）通知書（様式第6号）により通知する。

（貸与の方法）

- 第5条 条例第6条第3項に規定する貸与の方法は奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「貸与者」という。）が指定する金融機関に振り込むものとし、その振込日は次のとおりとする。この場合において、新たに貸与者となった者の最初の振込日については、別に定めるものとする。

対象となる奨学金	振込日
4月～ 6月分	4月30日
7月～ 9月分	7月31日
10月～12月分	10月31日
1月～ 3月分	1月31日

- 2 前項に規定する振込日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、当該振込日前において、当該振込日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を振込日とする。

（貸与の継続書類）

- 第6条 条例第7条に規定する奨学金の貸与の継続に必要な書類は、次に掲げるものとし、貸与者は、奨学金の貸与を受けている期間（以下「貸与期間」という。）中において、毎年4月15日までに企業長にこれを提出しなければならない。

(1) 貸与期間中において、在学していることが確認できる看護大学等又は看護系大学院の在学証明書

(2) 前学年度末における看護大学等又は看護系大学院の学業成績証明書

（貸与の取消し）

- 第7条 貸与者又は当該貸与者の連帯保証人は、条例第8条各号（第3号を除く。）に規定する奨学金の貸与を取り消す事由が生じたときは、直ちに奨学金取消事由該当届（様式第7号）を企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、奨学金の貸与の取消しを決定したときは、前項に規定する届けを提出した者に対し、奨学金貸与取消決定通知書（様式第8号）により通知する。

（貸与の停止）

- 第8条 貸与者は、条例第9条第1項第1号に規定する奨学金の貸与を停止する事由（以下「貸与停止事由」という。）が生じたときは、直ちに奨学金停止事由該当届（様式第9号）を企業長に提出しなければならない。

- 2 貸与者は、貸与停止事由が消滅したときは、直ちに奨学金停止事由消滅届（様式第10号）を企業長に提出しなければならない。
- 3 企業長は、奨学金の貸与の停止を決定したとき、又は奨学金の貸与の停止の解除を決定したときは、前2項に規定する届けを提出した者に対し、奨学金貸与停止決定通知書（様式第11号）又は奨学金貸与停止解除決定通知書（様式第12号）により通知する。

（貸与奨学金の返還）

第9条 企業長は、貸与者が条例第10条各号に規定する事項に該当したときは、貸与者に対し、貸与奨学金返還請求通知書（様式第13号）により通知する。

- 2 貸与者は、前項に規定する通知書を受けたときは、直ちに貸与奨学金返還確約書（様式第14号）を企業長に提出しなければならない。

（奨学金の分割返還）

第10条 貸与者は、条例第10条ただし書に規定する奨学金を分割して返還しなければならない事由が生じたときは、直ちに貸与奨学金分割返還申請書（様式第15号）を企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、奨学金を分割して返還させることの可否を決定したときは、前項に規定する申請書を提出した者に対し、貸与奨学金分割返還決定（不承認）通知書（様式第16号）により通知する。

（奨学金の返還猶予）

第11条 貸与者は、条例第11条各号に規定する奨学金の返還を猶予する事由（以下「返還猶予事由」という。）が生じたときは、直ちに貸与奨学金返還猶予事由該当届（様式第17号）を企業長に提出しなければならない。

- 2 貸与者は、返還猶予事由が消滅したときは、直ちに貸与奨学金返還猶予事由消滅届（様式第18号）を企業長に提出しなければならない。
- 3 企業長は、奨学金の返還を猶予することの可否を決定したとき、又は奨学金の返還の猶予を解除することを決定したときは、前2項に規定する届けを提出した者に対し、貸与奨学金返還猶予決定（不承認）通知書（様式第19号）又は貸与奨学金返還猶予解除決定通知書（様式第20号）により通知する。

（返還債務の免除）

第12条 貸与者は、条例第12条第1項第2号の規定による奨学金の返還債務の一部又は全部の免除を受けようとするときは、直ちに貸与奨学金返還債務免除申請書（様式第21号）を企業長に提出しなければならない。

- 2 企業長は、奨学金の返還債務の一部又は全部を免除することの可否を決定

したときは、前項に規定する申請書を提出した者に対し、貸与奨学金返還債務免除決定（不承認）通知書（様式第 2 2 号）により通知する。

- 3 条例第 1 2 条第 2 項に規定する返還免除勤務期間（以下「返還免除勤務期間」という。）及び返還免除額（以下「返還免除額」という。）は、次に掲げるとおりとする。

返還免除勤務期間	実際に勤務した期間	返還免除額
5 年	3 年未満	0 円
	3 年以上 4 年未満	貸与を受けた奨学金の総額に 3 分の 1 を乗じて得た額
	4 年以上 5 年未満	貸与を受けた奨学金の総額に 3 分の 2 を乗じて得た額

- 4 前項の返還免除額に 1 万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 5 第 3 項に規定する返還免除勤務期間及び実際に勤務した期間の算定に当たっては、次の各号に掲げる期間及び月を除算するものとする。
- (1) 育児短時間勤務の期間（第 3 号及び第 4 号に該当する月を除く。）については、当該期間に北播磨総合医療センター企業団職員就業規程（平成 25 年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第 8 号。以下「就業規程」という。）第 2 3 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）で除して得た数を乗じて得た期間を控除して得た期間
 - (2) 第 1 号部分休業（北播磨総合医療センター企業団職員の育児休業等に関する規程（平成 25 年北播磨総合医療センター企業団企業管理規程第 10 号。以下「育休規程」という。）第 1 6 条第 2 項第 1 号に規定する部分休業をいう。）の期間（次号及び第 4 号に該当する月を除く。）については、当該期間に育休規程第 1 7 条の規定により承認を受けた時間の 1 週間当たりの合計時間を正規の勤務時間で除して得た数を乗じて得た期間
 - (3) 就業規程第 2 4 条及び第 2 5 条に規定する週休日、就業規程第 3 1 条及び第 3 2 条に規定する休日並びに育児短時間勤務又は第 1 号部分休業の承認を受けて勤務しない日又は時間を除いたその者の勤務を要する日及び時間（以下「要勤務日」という。）において、休職、休業その他休暇等（育児短時間勤務及び部分休業を除く。以下「休暇等」という。）の種類にかかわらず月に 10 日以上勤務しない日があった月
 - (4) 要勤務日において連続する 2 月以上にわたって連続した休暇等により勤務しない日（以下「連続休暇」という。）があった場合に、連続休暇の始まった月（以下「開始月」という。）における当該連続休暇の日数と連続休

暇の終わった月（以下「終了月」という。）における当該連続休暇の日数の合計が10日以上であり、かつ、開始月及び終了月がともに前号に該当する月でない場合における開始月

6 前項各号における期間及び休暇等の換算については、次の各号のとおりとする。

- (1) 期間の算定は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。
- (2) 半日を単位とした休暇等を時間単位に換算する場合は、4時間として換算する。
- (3) 1日に満たない単位の休暇等を換算する場合は、8時間をもって1日とする。

（各種届出義務）

第13条 貸与者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに奨学金貸与に関する各種変更等届（様式第23号）を企業長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- (3) 連帯保証人を変更するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奨学金の貸与に関し、変更等が生じたとき。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月1日）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の北播磨総合医療センター企業団奨学金貸与条例施行規程の規定は、平成31年4月1日以後に奨学金の貸与を決定したものから適用し、同日前に奨学金の貸与を決定したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和7年10月1日企業管理規程第8号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。